

## 警 告 書

氏名	所属・補職
内容  1. あなたは、下記のとおり、勤務実績不良又は適格性欠如と評価することができますので、その改善を求めます。  2. 今後、これらの状態が改善されない場合は、地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に基づいて分限処分（免職・降任）が行われる可能性があります。  3. あなたは、この警告書に記載された事実に対する弁明書を書面で提出することができます。	
勤務実績不良又は適格性欠如と評価することができる具体的事実	
平成 年 月 日  ( 局 長 名 )	